



施設等利用給付認定に関する御案内（新2・新3号認定）



1 必要な手続

京都市にお住まいで、下記の施設・事業を利用される方が、幼児教育・保育無償化の給付（「施設等利用給付」といいます）を受けるためには、利用前にあらかじめ京都市から施設等利用給付認定の新2号に係る認定（市町村民税非課税世帯に属する0～2歳児については新3号認定）を受けていただく必要があります。新2・新3号認定を受けていただくためには、保護者のいずれもが保育が必要な理由（就労・介護等）に該当していることが要件となります。

無償化の給付については、各園に保育料等をお支払いいただいた後、京都市から相当額が償還払い（キャッシュバック）されます。

（1）幼稚園（新制度幼稚園^{※注1}・認定こども園を除く）及び預かり保育^{※注2}

歳児	3～5歳児	満3歳児
所得要件	なし	市民税非課税世帯
保育料 (満3歳以上)	月額25,700円を上限として支給 (国立大学附属幼稚園の場合は月額8,700円が上限)	
預かり保育 利用料	月当たり利用日数×450円まで支給 (ただし月額上限11,300円)	月当たり利用日数×450円まで支給 (ただし月額上限16,300円)

（2）新制度幼稚園^{※注1}・認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育^{※注2}

歳児	3～5歳児	満3歳児
所得要件	なし	市民税非課税世帯
預かり保育 利用料	月当たり利用日数×450円まで支給 (ただし月額上限11,300円)	月当たり利用日数×450円まで支給 (ただし月額上限16,300円)

* 保育料については新2・新3号認定の有無にかかわらず無料となります。

* 預かり保育利用料について、市立幼稚園の場合は、支払免除上限額まで支払いが免除されます。

* 京都市立幼稚園については、京都市教育委員会ホームページで確認することができます。

[\[検索\]「京都市教育委員会事務局 京都市立幼稚園について」](#)

（3）認可外保育施設等^{※注3}

歳児	3～5歳児	0～2歳児
所得要件	なし	市民税非課税世帯
保育料・利用料	月額37,000円を上限に支給	月額42,000円を上限に支給

※注1 京都市内の新制度幼稚園は以下のとおりです。

コドモのいえ幼稚園、洛東幼稚園、高倉幼稚園（～令和6年3月31日まで）、桃山幼稚園、龍谷幼稚園、下鴨幼稚園、本願寺中央幼稚園、いずみ幼稚園（予定）及び全ての市立幼稚園

※注2 預かり保育の実施内容については、各園によって異なりますので、直接園までお問い合わせください。

※注3 認可外保育施設等には、いわゆる認可外保育施設(企業主導型保育事業を除く)のほか、ベビーホテル、ベビーシッター、市町村から認可されていない事業所内保育、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポート事業が含まれます。無償化対象施設のみが給付対象となります。なお、京都市民の方は、令和3年4月1日以降、各自治体が条例で定めた基準を満たした認可外保育施設(京都市外にある施設を含む)が無償化の対象となります。(京都市内の無償化対象施設は、京都市ホームページで確認することができます。

[\[検索\]「京都市 無償化 施設等一覧」](#)

2 必要書類

① 子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書

② 保育が必要な理由書

③ 保育が必要な理由の添付書類^{*}

※ 複数の理由に該当する場合は、それぞれの理由に応じた添付書類の提出が必要です。

(「保育が必要な理由書」参照)

④ (該当者のみ) 同時利用軽減届出書(きょうだい利用) (※)

※ 申請児童が幼稚園(新制度幼稚園を除く)を利用予定、かつ年少のきょうだいが京都市の認可保育施設・事業所を利用している(予定を含む)場合、保育施設・事業所の保育料軽減に必要な書類となりますので、幼稚園の利用予定日までに必ず御提出ください。

※ 年少のきょうだいが利用している施設が幼稚園や認可外保育施設等の場合は同時利用軽減の対象外となります。



3 提出期限・提出先

開始希望月	利用中（又は予定）の施設種別	提出先	締切日
4月	幼稚園・認定こども園	利用中（又は予定）の園	令和5年12月1日（金）※1
	幼稚園・認定こども園以外	下記送付先まで郵送	
5月以降	幼稚園・認定こども園	下記送付先まで郵送	利用を開始する日まで（必着）
	幼稚園・認定こども園以外		

（送付先）

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階

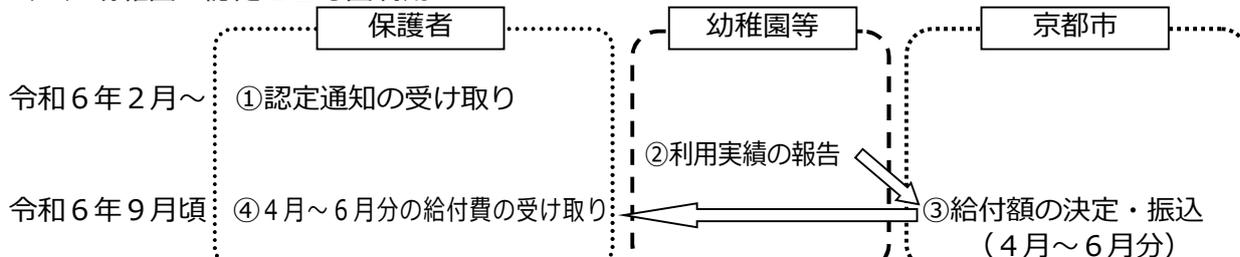
京都市 幼児教育・保育無償化 事務集中室※2

※注1 提出期限を過ぎてお手続きをいただく場合は、令和6年3月31日（必着）までに、上記送付先まで郵送で御提出ください。

※注2 郵送での御提出の場合、事務集中室に届いた日以降でしか認定できませんので御注意ください。また、郵送の際は、封筒に「施設等利用給付認定申請書在中」と御記入ください。

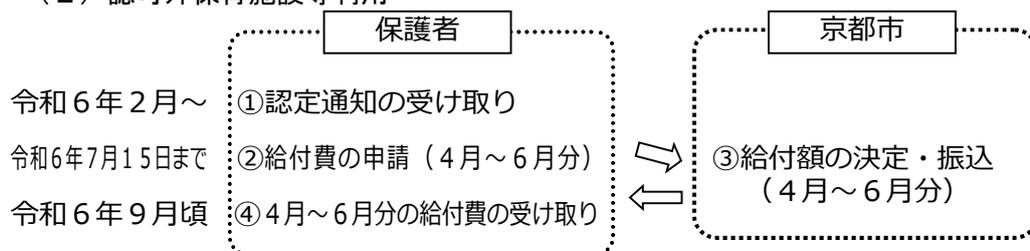
4 今後のスケジュール（予定）（令和6年4月認定開始の場合）

（1）幼稚園・認定こども園利用



※ 預かり保育利用料について、市立幼稚園の場合は、支払免除上限額まで支払いが免除されているため、原則京都市からの給付費の振込（キャッシュバック）はありません。

（2）認可外保育施設等利用



5 申請書提出後の留意点

施設等利用給付認定申請後、①住所を変更する場合、②世帯構成が変わる場合、③保育が必要な理由に変更がある場合のいずれかに該当する場合は、手続きが必要となりますので、変更申請書を提出してください。変更申請書等は京都市情報館のホームページ（下記6参照）又は区役所・支所子どもはぐくみ室等にて配布しております。

6 お問合せ先

京都市 幼児教育・保育無償化 事務集中室 ☎075-254-7216

制度の詳細については、こちらを御覧ください。

（京都市情報館）幼児教育・保育の無償化の利用施設別の御案内について

